

衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 16 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 足立康史君（維新）

辞任 理事 平林晃君（公明）

補欠選任 理事 阿部司君（維新）（理事足立康史君今 16 日理事辞任につきその補欠）

補欠選任 理事 國重徹君（公明）（理事平林晃君今 16 日理事辞任につきその補欠）

2 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出第 22 号）

- ・牧島国務大臣、小林デジタル副大臣、岡本財務副大臣、細田経済産業副大臣、宗清内閣府大臣政務官、藤原財務大臣政務官、岩田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志 反対－れ新）
- ・工藤彰三君外 5 名（自民、立民、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、堤かなめ君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志 反対－れ新）
（質疑者）平沼正二郎君（自民）、河西宏一君（公明）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、中谷一馬君（立民）、堤かなめ君（立民）、阿部司君（維新）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

平沼正二郎君（自民）

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する本法律案（以下「本法律案」という。）

- ア 利用者の具体的なメリット及び対応するキャッシュレス決済手段の種類についての指針の有無
- イ キャッシュレス納付の導入を予定している歳入等
- ウ 交通反則金へのキャッシュレス納付の導入に時間がかかる理由
- エ 本法律案の対象となる歳入等における決済手数料の負担者について統一の方針を示す必要性
- オ 指定納付受託者の指定についての具体的判断基準

河西宏一君（公明）

本法律案

- ア 国から指定され納付者から委託を受ける指定納付受託者となることのメリット
- イ キャッシュレス化の進展による行政コストの削減を本法律案の目的としているかの確認
- ウ 将来的な手数料の低減や廃止についての検討の必要性
- エ 交通反則金を含む国庫への納付はいずれも前払い式支払い手段での支払いが可能となるかの確認
- オ キャッシュレス納付の際のポイント付与に対する方針
- カ 学生のデジタル推進委員への参画についての牧島国務大臣の見解

浅野哲君（国民）

本法律案

- ア 国の歳入等の納付に係る手数料率及びその負担の在り方
- イ 指定納付受託者が国の歳入等を納付した後の受託者に対する徴収の在り方
- ウ 指定納付受託者が延滞した場合の延滞金等の取扱い
- エ サイバーセキュリティの観点からの指定納付受託者の指定に係る要件
- オ 手続件数が年間1万件以下の手続等であってもキャッシュレス納付を導入する必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案
 - ア 従来の現金や印紙による支払いを廃止するものではなく、国民の選択肢を増やすものであることの確認
 - イ システム障害により納付者が不利益を被らないようにするための取組
- (2) デジタル庁
 - ア デジタル庁の職員の総数及びグループ別の職員数
 - イ デジタル庁の職員のうち、民間企業出身者の常勤職員数及び非常勤職員数
 - ウ 民間企業出身者のうち、兼業している職員数
 - エ ウの兼業している職員は、非常勤職員が大半であるか否かの確認
 - オ ウの兼業している職員のうち、出向元の民間企業から給与を受け取っている職員数
 - カ ウの兼業している職員が、民間企業から公務員給与より高い給与を受け取る場合に、公務の公正性に疑念が生じる可能性

中谷一馬君（立民）

- (1) 行政手数料キャッシュレス決済比率のKGI（重要目標達成指標）・KPI（重要業績評価指標）を定め、キャッシュレス化を横断的に推進する必要性
- (2) 納付通知など入口部分のオンライン化について整備する必要性
- (3) キャッシュレス決済の導入によるコストとベネフィットに関する詳細
- (4) 手数料の負担を国又は納付者のどちらに負わせる基本設計が好ましいかの確認
- (5) インターチェンジフィー（クレジットカード決済において加盟店が負担する手数料）
 - ア インターチェンジフィーの標準料率の公開を推進する必要性
 - イ 諸外国のインターチェンジフィーの規制に関する政府の考察状況
 - ウ バランスを考慮してインターチェンジフィーの引下げを行う必要性
- (6) 本法律案に関わる事業における手数料率について想定している目安
- (7) (6)の手数料率について、デジタル庁が国益につながるよう交渉を進める必要性
- (8) スマートコントラクトを活用したWeb3時代のキャッシュレスインフラ
 - ア 安価で利用しやすいキャッシュレスインフラの整備について検討を進める必要性
 - イ DeFi（分散型金融）についてイノベーションを促進する必要性
 - ウ ステ이블コインの将来性
 - エ ガバナンストークンに関する課税について、イノベーションを阻害するような税制を改善する必要性
 - オ Web3時代の金融インフラについて、省庁横断的に総合的な議論を進める必要性
- (9) デジタルドル
 - ア 米国がデジタルドルの研究を加速する大統領令を公表したことに対する政府の認識
 - イ CDBC（中央銀行デジタル通貨）の発行について、我が国においても研究を加速する必要性
- (10) 本法律案に見直し規定を置く必要性
- (11) 本法律案に基づくキャッシュレス納付により過誤納があった場合の返金の取扱い

堤かなめ君（立民）

（１） 本法律案

ア 滋賀県におけるクレジットカード情報流出事案

ａ 被害の状況

ｂ 補償方法

ｃ 情報の流出や不正使用を行った者に対する捜査や処分の在り方

イ クレジットカード情報の流出や不正使用が起こらないようするための政府の対策

ウ クレジットカード情報の流出や不正使用が起きた場合における補償の方法

エ クレジットカード会社が倒産した場合における補償の方法

オ 証券会社が顧客の資産と証券会社自身が保有する資産とを分別管理することが金融商品取引法上義務付けられている理由

カ 指定納付受託者に資産の分別管理を求める必要性

（２） 国家公安委員会の政治的中立性

ア 国家公安委員会を改編し、委員長を国務大臣ではなく民間から選任する必要性

イ 国家公安委員会以外の行政委員会の独立性が保たれているかの確認

阿部司君（維新）

（１） 本法律案

ア 各省各庁において歳入等のキャッシュレス化を判断する決定権者

イ 各省各庁における歳入等を原則キャッシュレス納付とするための期限を設定する必要性

ウ 指定納付受託者の選定要件に情報セキュリティの観点からの基準を設定する必要性

エ 印紙税の納付がキャッシュレス化の対象となるかの確認

オ 印紙納付の見直しについての検討状況

カ デジタル時代にふさわしくない課税体系である印紙税を廃止する必要性

キ 経済対策及びキャッシュレス化推進のためキャッシュレス・ポイント還元事業を実施する必要性

（２） マイナンバーカード

ア マイナポイントキャンペーンによる投資対効果及びカードの取得普及状況

イ マイナポイントキャンペーン第二弾をカード取得の具体的数値目標を掲げたプロジェクトとして推進する必要性及びカード普及に向けた牧島国務大臣の決意

（３） 地方公共団体における三層分離のネットワークの抜本的な見直しの方向性

（４） 政府における情報システムの調達

ア デジタル庁の情報システムに係る契約金上位５業務における一社応札の状況

イ デジタル庁がベンダーロックインの状況となっていることに対する所見

ウ デジタル庁の情報システム調達の在り方を再検討する必要性

エ 情報システム発注に当たっての仕様、設計及び積算の具体的な進め方

オ スタートアップ企業等の調達への参加を促進するため技術力の高い会社の意向等を把握する必要性

緒方林太郎君（有志）

（１） 本法律案

ア デジタル大臣による総合調整権限が規定されていないことに対する懸念

- イ 各省各庁に対し、デジタル庁設置法に基づく勧告権の行使が可能か否かの確認
 - ウ 業務効率化の観点からオンライン納付に完全移行させるため、窓口納付の併存について期限を設定する必要性
- (2) ペーパーレス化の進行に伴う印紙税収の減少により、一般会計の財源が減少することに対する財務副大臣の見解